

海老名市教育委員会

(令和元年 6月 臨時会議事日程)

日時 令和元年6月12日(水)

午後3時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

日程第 1 報告第 14 号 令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第 2 議案第 18 号 海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続について

日程第 3 議案第 19 号 令和元年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について
(非公開事件)

報告第14号

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月12日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職(文化財保護審議会委員)の委嘱について

1 文化財保護審議会委員について

文化財の保存及び活用に関する重要事項について委員会の諮問に答え、また意見を具申し、このために必要な調査研究を行う。

2 委嘱期間について

令和元年6月1日から令和3年5月31日まで

3 提案理由

新規委嘱による

4 委嘱する者

氏名	年齢	分野	備考
井上 泰 <small>いのうえ やすし</small>	60	古文書	相模原市立博物館職員

5 名簿

別紙のとおり

海老名市文化財保護審議会委員名簿

氏 名	年齢	分野	委嘱期間	当初委嘱	備 考
しみず ひろし 清水 擴	74	建築史	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日	平成20年4月1日	元東京工芸大学工学部教授、工学博士
はふた よしゆき 土生田 純之	68	考古学	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日	平成20年4月1日	専修大学文学部教授、文学博士
はまだ ひろあき 浜田 弘明	61	民俗・博物学	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日	平成24年4月1日	桜美林大学教授
くみたに ぐんぜん 組谷 徳全	74	郷土史	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日	平成26年4月1日	正覚寺代表役員、元社会教育課長、元市史編さん室長
そね ひろあき 曾根 博明	71	考古学	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日	平成28年4月1日	元大和市社会教育課長、かながわ考古学財団理事
いのうえ やすし 井上 泰	60	古文書	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日	令和元年6月1日	相模原市立博物館職員

※網掛け部分が報告対象

議案第18号

海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続について

別紙のとおり、海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続について、議決を求める。

令和元年6月12日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市食の創造館の指定管理期間満了に伴い、指定管理者制度を継続したいため

海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続について

海老名市食の創造館は、平成27年8月1日から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を実施しています。

令和2年7月31日をもって指定期間が満了することから、これまでの効果・実績を検証した結果、成果があったものと判断したため、当施設の指定管理者制度を継続していくこととしたいと考えております。

1 指定管理制度導入までの経緯

海老名市では、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しました。

食の創造館においては、平成24年度の開館以降、平成27年7月までは業務委託を行いましたが、民間事業者の発想や手法を取り入れることにより、サービスの向上と管理、運営の効率化へ向けて指定管理者制度を導入しました。

2 指定管理制度導入後の効果・実績

(1) 安全・安心な食の提供

制度導入直後は異物混入等が数件発生しましたが、指定管理者の衛生管理の徹底、本市の異物混入対応マニュアルに基づいた対応により、平成28年度から記者発表等を伴う異物混入の事例は減少しました。また、アレルギー対応食についても事故等なく提供され、本施設を運営する上で一番大事である安全・安心な食の提供を行うことができたと評価しております。

(2) 施設の維持管理

制度の導入により、施設の維持管理に対する職員の意識が高まり、調理機器等のメンテナンスが行き届き、調理室が常に清潔に保たれています。

また、機器の故障に伴い給食を提供出来ないといった事例は1件もなく、緊急対応等にも迅速に対応し、安定した施設の運営が図られています。

(3) 施設の特性を活かした自主事業の実施

本施設は災害時の炊き出し機能を有しており、市危機管理課協力のもと、災害発生時の災害バンダーの使い方や災害に関する講義を行い、その後炊き出し訓練として、親子でレスキューキッチンを使用してカレーを調理するなど、危機管理意識の向上を図る事業を行いました。

また、会議室を開放し、実際の学校給食を食べていただく試食会を定期的実施しており、小学生の児童だけでなく、保護者や地域の方に学校給食に親しんでいただく機会として利用されています。なお、本事業は食物アレルギーに不安を持つ保護者が学校給食を知る場としても活用されています。

海老名市食の創造館の指定管理者選定に係る概要について

1 次期指定管理者委任期間

令和2年8月1日～令和7年7月31日

2 指定管理者選定方法

選定委員会により、第一次審査の書類選考と第二次審査(プレゼンと試食)を通じて選定を実施。

3 選定委員会

(1)内部委員

教育部長、教育部次長、財務部次長、保健福祉部次長(福祉担当)兼福祉事務所長、
経済環境部次長、食の創造館栄養教諭

(2)外部委員(学識経験者)

社会保険労務士、税理士

(3)要綱(案)

別紙のとおり

4 業務内容

(1)海老名市立小学校12校の学校給食等調理業務

(2)食の創造館の施設の維持管理に関する業務

(3)調理室、会議室の貸館業務

5 利用料金収入

当施設は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用することから、施設の利用料金収入・自主事業収入は指定管理者の収入とする。

6 今後のスケジュール

令和元年6月	教育委員会、政策会議、最高経営会議 (指定管理の継続、選定委員会設置要綱の制定)
令和元年7月～8月	公募の実施
令和元年8月初旬～	指定管理者選定委員会の実施
令和元年10月	教育委員会、政策会議、最高経営会議(選定結果の報告)
令和元年11月	仮協定の締結
令和元年12月	議会上程(指定管理者の指定)
令和2年1月～3月	指定管理に係る基本協定・年度協定の締結及び指定管理者 の変更に伴う事務引継ぎ
令和2年8月	指定管理者による管理の開始

海老名市食の創造館指定管理者選定委員会設置要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市食の創造館の指定管理者を選定するにあたり、業務実績や業務内容等についての最も優れた具体的な提案者を選定するため、海老名市食の創造館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業者選定の基準に関すること。
- (2) 選定基準に基づき業者を選定すること。
- (3) その他業者選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部次長
- (3) 財務部次長
- (4) 保健福祉部次長(福祉担当)兼福祉事務所長
- (5) 経済環境部次長
- (6) 食の創造館に勤務する学校栄養教諭
- (7) 学識経験者

(選定委員会)

第4条 選定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長には教育部長を、副委員長には教育部次長をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査の方法)

第6条 会議では、書類審査及びプロポーザル(書類提出団体の企画提案説明)による総合的な審査を行い、最終的な選定順位を決定する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育部就学支援課健康給食係において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 ○ 月 ○ 日から施行する。
- 2 この要綱は、選定された運營業務委託業者との協定締結日に、その効力を失う。

現指定管理者について

1 指定管理者

東洋食品・伊藤忠UCグループ共同企業体

2 指定管理期間

平成 27 年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

3 指定管理料

計 1,362,186,720 円

【内訳】

平成 27 年度 177,996,960 円 (H27.8～H28.3 8 か月)

平成 28 年度 273,274,560 円

平成 29 年度 273,274,560 円

平成 30 年度 273,274,560 円

令和元年度 273,274,560 円

令和 2 年度 91,091,520 円 (R2.4～R2.7 4 か月)

4 外部評価の実績について

(1) 労働条件審査

	法令審査 (5段階評価)	労働環境モニタリング (A～E評価)
平成29年度	5	B

・法令審査所見

平成 27 年度の労働条件審査以来、適正な時間管理と時間外労働の把握、割り増し賃金の支払いなどについて、是正が必要と指摘されていたが、今回の調査において、ほぼ適正に改善されていることを確認することができた。改善に向けて誠実、かつ真剣に取り組んでいる姿勢がみられることは評価すべきであると考えます。

・労働環境モニタリング所見

職場の人間関係は良好で、かつ給食センター業務を遂行するという高いモチベーションを持って勤務している。業務上の災害、食品衛生管理も問題なく遂行されてきていることは評価できる。前回調査の指摘事項である、年次有給休暇の取得、休憩の取得についても改善された。業務マニュアルの配付、掲示等の方法によって周知されるに至ったことは、業務の安全、効率化、時間外労働の削減等に資するものと評価する。安心して働くことができる環境に向けて改善されつつある。

(2) 第三者評価

※平成 30 年度に実施

共通項目	
大項目	達成度指数
1 施設の位置づけ	4.0
2 管理運営のあり方	3.8
3 利用者の満足度	4.0
4 運営の効率性	3.8
5 収支状況	4.0
個別項目	
大項目	達成度指数
6 施設特有の特殊な状況における対応	4.5
7 管理運営の安全対策	4.0
8 多角的な機能展開	4.0

※評価基準

達成度指数	達成度評価
4.5～5.0	極めて高いレベルで提案事項を履行している。
4.0～4.4	高いレベルで提案事項を履行している。
3.5～3.9	概ね提案事項を履行している。
3.0～3.4	提案事項のかなりの部分が履行できていない。
2.9以下	提案事項が履行できていない。

議案第19号

令和元年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について（非公開事件）

別紙のとおり、令和元年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について、議決を
求める。

令和元年6月12日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和元年度海老名市奨学生及び奨学金給付について決定いただきたいため

